

## 中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資・補助制度をご利用ください

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種の融資制度を行っています。

### 小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

**対 象** 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所(商業・サービス業については、5人以下)

**融 資 額** 1,250万円以内

**資金使途** 運転資金、軽易な設備資金

**返済期間** 96カ月以内

**利 率** 年0.8% (ほかに保証料0.5%~2.2%が必要) ※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

**申・問** 市内の銀行・信用金庫の各支店  
または市産業振興課 (内線236)

### 勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携した融資制度です。

**対 象** いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方(返済期日満了時に満75歳以下の方)

#### ①住宅資金融資制度

**内 容** 1世帯1物件で、2,000万円以下(返済は35年以内) ※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

#### ②生活安定資金融資制度

**内 容** 1世帯200万円以内(返済は15年以内)  
※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

**申・問** 東海労働金庫可児支店(☎0120-60-8623)

### 各種補助制度

#### ■小口融資等信用保証料助成制度

**対 象** 各小口融資制度(①市小口②県小口③全国小口)を利用した方

**助 成 額** 融資実行の際に支払った信用保証料の全額(100円未満切捨)

#### ■小規模事業者経営改善資金(マル経)利子補給制度

**対 象** 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

**補 助 額** 約定利息の1回目~12回目までに支払った利子の全額(100円未満切捨)

#### ■創業者支援補助制度

**対 象** 市内で創業する方(※1)や創業から間もない方で、認定特定創業支援事業(※2)を受講した方

※1…現在事業を営んでいない方が事業を開始、または新たに会社を設立し事業を開始した方

※2…土岐商工会議所などが実施する創業セミナーなどにおいて、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得できる事業

**申・問** 産業振興課 (内線236)

#### ●創業者利子補給

**対 象** 市小口融資、日本政策金融公庫の創業関係融資を受けて創業した方

**補 助 額** 利子の0.8%分を補助(年間限度額100万円)

**補助期間** 返済期間全体の1/3、最長3年間

#### ●創業者家賃補助

**対 象** 店舗などを賃貸し創業した方

**補 助 額** 月額家賃の30%×12月分(年間限度額100万円)

**補助期間** 最長3年間

#### ●創業者店舗賃貸借促進補助

**対 象** 創業者へ店舗・土地を貸付する方

**補 助 額** 対象店舗の固定資産税(都市計画税を含む)相当額の1/2以内

**補助期間** 最長3年間

#### ●創業者出店補助

**対 象** 家屋・土地を自ら取得して出店する方

**補 助 額** 対象店舗などの固定資産税(都市計画税を含む)相当額の1/2以内

**補助期間** 最長3年間(新築5年間)

### 創業セミナー(無料)

**期 日** 10月14日~11月11日の毎週土曜日 **時 間** 午前10時~午後4時

**定 員** 20人(先着順) **申込期限** 10月5日(木)

**申・問** 土岐商工会議所 (☎④ 1131)